

# 平成21年3月16日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日 時	平成21年3月16日(月) 午前9時00分
場 所	教育委員会室
開 会	午前9時00分
閉 会	午前10時21分
出席委員	
委 員 長	高 木 新 太 郎
委 員	高 杉 政 宏
委 員	高 林 眞 理
委 員	横 井 利 男
教 育 長	久 保 孝 之
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	坂 本 康 治
庶 務 課 長	鈴 木 陽 子
学 務 課 長	石 井 秀 和
指 導 室 長	仁 王 紀 夫
すみだ教育研究所長	岸 川 紀 子
生涯学習課長	福 山 弘
スポーツ振興課長	郡 司 剛 英
あずま図書館長	吉 田 章

## 2 会議の概要

○高木委員長 それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は高杉委員にお願いいたします。本日は議事に入る前に、本日の教育委員会の非公開についてお諮りしたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第6項で教育委員会は公開とすると規定されていますが、第6項のただし書きの規定により、人事に関する事件、その他の事件については、委員長又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは会議を公開しないことができることになっております。本日は議決事項6件及び報告事項4件を予定しておりますが、このうちの議決事項第3、議案第15号「墨田区立幼稚園教頭及び小・中学校副校長の退職に伴う感謝状の贈呈

について」から議決事項第6、議案第18号「墨田区立学校児童・生徒への表彰状の贈呈について」は、人事に関する事件、その他の事件に該当しますので、当該議決については非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○高木委員長** それでは、ご異議ないものと認め、議決事項第3、議案第15号「墨田区立幼稚園教頭及び小・中学校副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について」から議決事項第6、議案第18号「墨田区立学校児童・生徒への表彰状の贈呈について」は非公開とすることに決定いたします。また、本日は横井委員が都合により欠席となっておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、委員長及び在任委員の過半数が出席しているため、会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、議事の都合により、適宜教育委員会を閉じ、休憩をしたいと思っておりますので、ご了承ください。

（平成21年1月19日教育委員会会議録確認）

（平成21年1月26日教育委員会会議録確認）

（平成21年2月2日教育委員会会議録確認）

### 議決事項第1

議案第13号「墨田区教育委員会事務局の組織改正について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

**○高木委員長** 庶務課の場合ですが、施設係に係長及び主査を各1名置くということですが、現在はどうなっていますか。

**○庶務課長** 現在は主査2名でございます。主査2名は同列ですが、それを係組織にして、係長と主査という形にさせていただきたいと考えています。

**○高木委員長** そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項1、議案第13号、墨田区教育委員会事務局の組織改正については、原案どおり決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○高木委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

### 議決事項第2

議案第14号「墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

**○高杉委員** 廃校になった時点で教育委員会から管轄が外れると聞いたのですが、そうではないのですか。

**○庶務課長** 学校ではありませんが、行政財産として教育委員会の管轄になります。

**○高杉委員** そうですか。では、どの時点で教育委員会の所管から外れるのですか。

**○庶務課長** 普通財産にする時です。行政財産である限り各所管が責任を持ちますので、例えば何かを売り払うという時は、一度、普通財産にいたします。その場合、総務部の方に所管が変わりますが、行政財産である限りはその管轄は各所管という形になります。廃校扱いとなったものはいわゆる学校ではございませんが、引き続き行政財産として教育委員会が所管となります。

- 高木委員長 要するに、行政財産ですからどこかが管理しなければならないということですね。
- 庶務課長 はい、そうです。行政財産の場合は各所管で管理いたします。
- 高木委員長 細かい話ですが、使用時間について、規則で何時から何時までと1時間単位に決めてしまうと、例えば9時半から10時半までという場合は、同じ1時間ですけれども、どのようになるのですか。
- 庶務課長 昼間は午前9時から午後6時までになりますが、普通は1時間、9時から10時まで、10時から11時までというふうに貸し出しをさせていただきます。
- 高木委員長 9時半から10時半まで借りたいというときはどうなりますか。
- 庶務課長 9時から11時までの貸し出しになります。
- 高木委員長 9時から11時までになるのですか。そうしますと2時間分になるのですね。
- 庶務課長 はい。午前9時から午後6時の1時間単位というふうにしております。
- 高木委員長 何となく値上げのような印象になりますね。
- 久保教育長 こういうふうに改正するのは何か積極的な意味があるのですか。
- 寺本主査 現在、分単位では貸し出ししていませんので、この改正によりサービスが現状より低下することはございません。9時半からの場合でしたら9時から貸し出ししており、様式上、分が入っていましたので、それを削除させていただきました。
- 高林委員 9時半から10時半までや、9時半から11時半までといった申請もなきにしもあらずだと思いますが、どうなのでしょう。
- 久保教育長 この規則から、貸し出しは正時から正時までとすると読み取れないと思います。
- 庶務課長 1時間単位で貸し出すとなっています。
- 久保教育長 何分から何分までとしても、1時間単位になりますよね。
- 庶務課長 実は申請書自体が時間になっていまして、そのまま運用させていただいております。
- 高林委員 どこかで改正してしまったのですか。
- 高木委員長 申請書が、既に8ページの改正後のものになっているのですか。
- 庶務課長 はい。
- 久保教育長 施行規則の第7条を読むと使用時間という規定があり、午前9時から午後9時までの範囲内において承認を受けた時間とする、また、それには準備及び原状回復に要する時間を含むと書いてありますが、1時間単位というのはどこに書いてあるのですか。
- 庶務課長 使用料の規定が1時間単位となっています。
- 久保教育長 それは使用料のことですよ。この規則からは1時間は正時から正時までであると読み取れません。そこで問題は、あえて規定を変えて、そのことを固定化する必要があるのかどうかですが、それについては余り必要性を感じられません。
- 高木委員長 規則からは読めないですね。
- 久保教育長 つまり正時から正時までとしなければならない積極性があるのなら、それはそのように決めれば良いのですが、どうも積極性が読み取れないので、より応用のきく方向にしておいた方が良いでしょうと思います。
- 庶務課長 申し訳ございません。この件につきましては、次回の23日に再度提出させていただきます。
- 高木委員長 はい、わかりました。
- 高木委員長 そのほか何かございますか。それでは、この議案そのものの出し直しをいたします。そ

れからもう1つよろしいでしょうか。8ページの付則で、貸し出し施設については今まで細かく規定していましたが、それらを全部削って、学校の名称のみにするのがいいのかということがあると思います。要するに校庭を貸すのか、屋内運動場を貸すのか、あるいは校舎を貸すのか、それはその時々  
の運用に任せるというふうにするようですけれども、これは皆さんの意見としてはよろしいですか。  
次回再度議案として提出するので、お聞きしておいた方が良いでしょう。

**○庶務課長** 申し訳ございませんが、そこはやはり運用で行わせていただきたいと思います。

**○高杉委員** 余り細かく規定してしまうのもどうかと思います。

**○庶務課長** その都度、改正しなければいけないものですから、このとおり学校名だけの規定とさせていただきます。

**○高木委員長** はい、わかりました。では、議決事項第2、議案第14号、墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則については、次回の教育委員会で再度議案として提出することにいたします。議事の都合により、ここで教育委員会を一旦休憩いたします。9時40分から再開したいと思います。

(ここで、秘密会の審議を行う。)

(秘密会終了後、教育委員会を再開する。)

### 報告事項第1

「寄付者への感謝状の贈呈について」、資料1のとおり庶務課長が説明する。

**○高木委員長** この財団法人は毎年寄付をしてくれていますよね。

**○庶務課長** はい。去年もこの交通安全啓発用ハンカチーフを、その前はランドセルに付けるセーフティハンドをいただきました。

**○高木委員長** やはりこの財団法人はトラック交通遺児等助成財団ですから、それにちなんだものですね。

**○庶務課長** はい、交通安全に資するものでご寄贈をいただいています。

### 報告事項第2

「学校医（内科医）の委嘱について」、資料2のとおり学務課長が説明する。

(特に意見なし)

### 報告事項第3

「児童・生徒に関する事故等について」、資料3のとおり指導室長が説明する。

**○指導室長** 申し訳ございません。日付の表記に誤りが2点ございましたので、この場でご訂正をさせていただきます。まず、22ページの中段、(2)の19年度の比較の表が2つあります、②の日付と、23ページも同様の箇所が平成19年2月29日現在となっております。正しくは平成20年2月29日現在でございます。

**○高林委員** 一般事故のこの棒グラフを見せていただきますと、ここ数年は同じような横ばいですがけれども、その前の数年は今の半分ぐらいですよね。この時代、児童・生徒の数は今よりも多かったと思

いますが、事故が倍以上増えてしまった要因というのは何かあるのでしょうか。

**○指導室長** 私も同様の疑問を持ちまして、過去の状況を確認したのですが、確たる理由ではなく、あくまでも類推ですが、教育委員会からできるだけきちんとした報告をするように学校へ示すと件数は上がってくるようです。今年度も子どもの重大な怪我や首から上の怪我等についてはきちんと報告するように校長への通知を出してございますが、やはりどこから先が報告事案なのかは学校の判断になりますので、極端なことで言いますと、校庭で転んですりむいたという事故の場合、学校で報告をしないケースもあれば、様々な観点から後々の色々な対応が難しそうな場合には報告してくるというようなこともございますので、教育委員会が受けとめている一般事故の報告とご理解をいただければと思います。

**○高林委員** もう1件ですが、その他の事故の暴力行為で生徒間の中2、中3の8件というのは、具体的にどんな事例で、どのような解決をされているのですか。

**○指導室長** 私どもに直接保護者から連絡があった件につきましては、管理外における生徒間の暴力行為で、当然複数の生徒の数が反映されております。なお、管理内で生徒同士が暴力行為に及んだという部分はないというふうに認識しています。保護者等が学校にも話をしているということもあり、また、私どものほうが直接この対応について連絡を受けているということもあって、ここに数が反映されているということでございます。今ご質問がありましたように、8件全部がこの12月から2月までの間に起こっており、4月から6月まで、7月から11月までは生徒間の暴力行為についてはいずれもゼロということでございますので、今回の8件についても学校の管理内についてはゼロという認識に立っております。

**○高林委員** そうしますと、管理外ということは、もちろん学校が終わった後のことですね。同一の学校の子も同士ではなくて、色々な学校の子もたちが絡んでいる事故ですか。

**○指導室長** 今回のこの8件は、いずれも同一校同士でございます。

**○高林委員** 管理外のこういった暴力行為に対する指導は、どういう形でなさるのですか。

**○指導室長** 当然管理外は学校が認識をしていませんし、保護者からの申し出がない場合については指導のしようもないというのが実情でございますが、例えば同じ学校の中の生徒同士が殴り合いをして、見るからに顔がはれているというような状況ならば、生徒指導の一環として、理由や原因等について十分生徒から聞き、その上で相手の生徒も含めて指導するということになります。今回の8件は1つの事案で起こったわけではなくて、1件について2名、1対1のけんか的な形となっておりますので、複数の行為が管理外で行われていたということになります。怪我の状況等について、私どものほうに直接保護者等から連絡をいただいているので、学校にも連絡をして、対応させていただいた件数が8件ということでございます。

**○高木委員長** 中学生の生徒間の暴力行為もやや多かったという話ですが、その表を見ると露出者被害というの(2)で計12件とあり結構多いですね。

**○高林委員** 通学路のところによく出没するんですね。被害に遭った子どもにとっては大変ショックな出来事なので、周りの大人が気を付けて、変な人がいたら警察へ通報するなり何なりという手段を皆さんとっているといます。

#### 報告事項第4

「あずま図書館・寺島図書館の存続を求める署名について」、あずま図書館長が口頭で説明する。

○**高林委員** 両方の図書館の利用者に対する説明会というのは今回が初めてだったのですか。

○**あずま図書館長** はい、初めてです。以前から説明会を開いてほしいというようなご要望等はいただいておりますが、新しい図書館について整理がつかない状態で説明会を開くというのもなかなか難しいものがありまして、一定程度整理がついた段階で説明したいと考えておりました。今回の説明会は、昨年の第4回区議会定例会でその内容についてご報告させていただいたことと、教育委員会においても基本理念、整備計画等について決定をいただいたというようなタイミングに併せて実施したところでございます。

○**高林委員** やはり先ほど館長もおっしゃっていましたが、図書館の利用者に対する説明会でしたら、やはり周知期間が短かったのかなと思います。1週間という期間では図書館に行かない方も多いですよね。

○**高木委員長** 多いですね。

○**高林委員** 大体2週間とか1カ月のスパンで行くのかなと思います。利用者に対し説明会を行うのであれば、やはり周知の方法ももう少し工夫していただいた方が良いと思いますので、よろしくお願いたします。

○**高木委員長** そうですね。少なくとも図書館に行った人にはすぐわかるような周知方法が良いですね。それから、このところ教育委員会がなかったんですね。3月2日、9日となくて、今日から3回立て続けにあるんですけれども、事前に説明会を行うと聞いていれば我々も対応できたのですが、それがなかったのが、何の目的で、誰を対象に、どのように説明するのかなというのが我々最初に受けた印象だったんですね。ですから、もしこういう計画があるのなら、ある段階であらかじめ報告していただきたいと思います。

○**あずま図書館長** 以後十分気を付けます。

○**高木委員長** それでは、以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。